

令和5年3月15日認定

(別記1-4様式)

令和5年2月24日

郡上市長 日置敏明 殿

中津屋環境保全活動
代表 直井 渉

令和4年度 多面的機能支払交付金に係る地域資源保全管理構想の届出書

多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産事務次官依命通知）第1の2の(2)に基づき、別添のとおり、地域資源保全管理構想を提出します。

(別添)

中津屋環境保全活動地域資源保全管理構想

(令和5年2月)

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

(1) 農用地

認定面積	交付面積
田 16.31 ha	田 16.31 ha
畑 1.80 ha	畑 1.80 ha
計 18.11 ha	計 18.11 ha

(2) 水路、農道、ため池

開水路	17.9km
農道	0.3km

(3) その他施設等

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

(1) 農用地について行う活動

- ・遊休農地発生状況の確認 年1回実施
- ・遊休農地発生防止のための保全管理 年1回実施
- ・畦畔・農用地法面の草刈り 年1回実施
- ・異常気象時の対応 隨時実施

(2) 水路、農道、ため池について行う活動

1) 水路

- ・水路の点検と泥等の堆積状況の確認 年1回実施
- ・水路やその周辺の泥上げや草刈り 年1回実施
- ・異常気象時の対応 隨時実施

2) 農道

- ・路面、法面状態の確認 年1回実施
- ・路面、路肩、法面の草刈り 年1回実施
- ・側溝の泥上げ 年1回実施

- ・異常気象時の対応 隨時実施

(3) その他施設について行う活動

3. 地域の共同活動の実施体制

(1) 組織の構成員、意思決定方法

構成員)

- ・農業者・・・中津屋農事改良組合
- ・農業者以外・・・中津屋自治会

意思決定方法)

- ・年1回の総会

(2) 構成員の役割分担

①農用地について行う活動

- ・遊休農地発生状況の確認 役員
- ・遊休農地発生防止のための保全管理 役員
- ・畦畔・農用地法面の草刈り 農業者

②水路、農道、ため池について行う活動

- ・水路の点検と泥等の堆積状況の確認 農業者・役員
- ・水路やその周辺の泥上げや草刈り 農業者・非農業者
- ・路面、法面状態の確認 役員
- ・路面、路肩、法面の草刈り 農業者・非農業者
- ・側溝の泥上げ 農業者・非農業者

③その他施設について行う活動

4. 地域農業の担い手の育成・確保

(1) 担い手農家の育成・確保

- ・地域住民と協力して、農業用水路、農道の草刈り、畦畔・法面の草刈りを実施し、多面的機能の發揮の促進を図るとともに、担い手の育成確保に努める。
- ・地区内の70歳未満の農家や農業に熱心な農家を中心に集落農地を維持保全する体制づくりを進める。また、地区外の担い手農家（1認定農業法人、1認定農業者）と話し合いにより継続的な農業経営に向けた支援をする。
- ・1認定農業法人（現状0.7ha 目標(R9)1.5ha）

（2）農地の利用集積

- ・耕作放棄地にならないように改良組合で取り組むとともに、農用地の状況、耕作者の利用状況の確認を行い、農用地の適正管理を行う。
- ・離農希望者の状況確認を行い、農地中間管理機構を積極的に活用した農地の集積を促進し、耕作放棄地の発生を防ぐ。

5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

- ・地域の多面的機能の環境を守る担い手を育成するため、地域住民と連携した清掃活動、植栽活動、農村環境保全活動を継続し、これらを通して地域住民に農業者や環境の大切さと親しむ心を育てていく。
- ・経営農地の維持保全管理のため、農業生産基盤（用排水路・農道等）の整備を行い、持続可能な農地管理を行う。
- ・今後も継続して中津屋環境保全活動を中心に農地及び周辺環境について保全を行うとともに、当組織の後継者づくりも検討しながら、農村維持に向けた継承を図る。